

東京都正規雇用転換促進助成金 のご案内

東京都は国と連携して非正規労働者の正規雇用転換を支援します!!



助成金の概要

東京都では、パートや契約社員、派遣労働者といった非正規労働者の正規雇用化を支援するため、国のキャリアアップ助成金（正社員化コース）制度と連携して、さらに助成金を支給します。

また、転換等された労働者を中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」という。）に新たに加入させた場合は、さらに10万円を加算します。

1 主な支給要件 〈要件の詳細は「申請の手引き」をご確認ください。〉

- 東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。
- 対象となる有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用（以下「転換等」という）し、**東京労働局より当該労働者にかかるキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定を受けること。**
※対象となる有期契約労働者等とは、以下の要件を満たすものをいいます。
 - 正社員化コースのうち、**下表の区分の支給対象となった労働者**であること。
 - 転換等された日において、**東京都内の事業所（出張所・営業所等を含む）**で勤務する労働者であること。
 - 支給申請日及びキャリアアップ助成金（正社員化コース）支給決定日において離職していない労働者**であること。
- **New** 都への支給申請日から2か月以内に、当該労働者に対して所属長との面談を実施し、当該労働者に係る**「指導育成計画書」**を作成すること。
- 中退共制度への加入による加算の適用を受ける場合は、**平成28年4月1日以降**に当該労働者を転換等し、中退共制度に正規の従業員として加入させ、当該労働者に係る掛金を継続して支払っていること。

2 支給金額

転換等の区分に応じ、対象となる有期契約労働者等1人当たり、下記に定める金額を事業主に支給します。

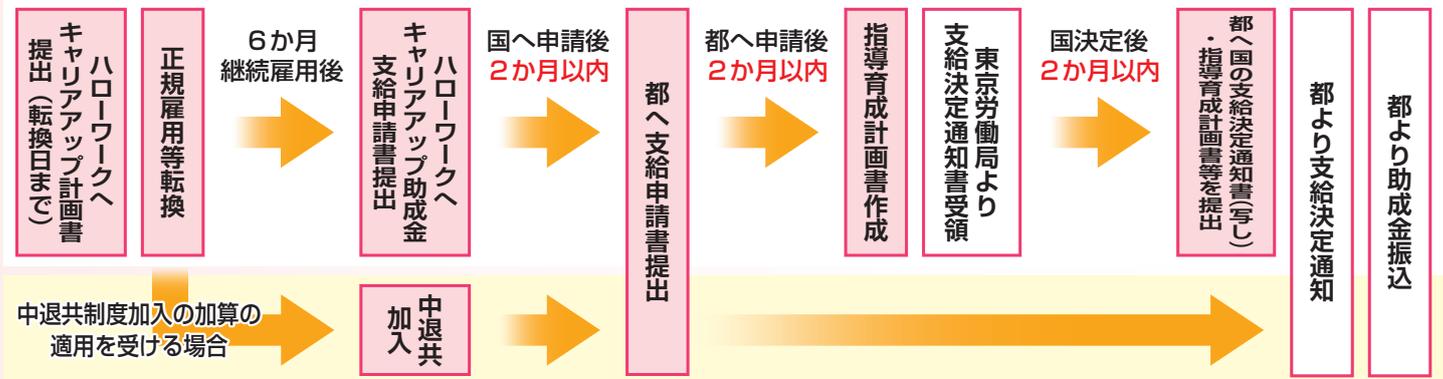
区 分	中小企業	大企業
有期契約労働者から正規雇用労働者への転換または直接雇用	50万円	40万円
有期契約労働者から無期雇用労働者への転換または直接雇用	20万円	15万円
無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換または直接雇用	30万円	25万円

※1 国の助成金について適用される加算（母子母、派遣労働者の直接雇用等）は、都では適用されません。

※2 正規雇用等に転換した労働者を中退共に加入させた場合、上記に定める金額に1人当たり**10万円**が加算されます。

助成金の手続

- ① 転換等を実施した日から継続雇用して6か月経過し、ハローワークに**キャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給申請をした後2か月以内**に東京都へ支給申請書を提出
 - ② 東京労働局よりキャリアアップ助成金（正社員化コース）支給決定通知書を受領した後、**支給決定日（東京労働局より受ける支給決定通知書の日付）から起算して2か月以内**に、東京都へその写し等の必要書類を提出
- ※①、②いずれも期限超過後の申請は受け付けられません。
 (例) ①の場合、平成29年4月21日にハローワークに申請すると、平成29年6月20日までが都への申請書の提出期限です。
 ※29年度は申請者数が定員に到達した場合には年度途中でも受付終了となります。



※ピンク色の部分は申請企業が行う手続です。

申請の方法

平成29年度東京都正規雇用転換促進助成金の「**申請の手引き**」で申請書類をご確認の上、下記窓口まで持参又は郵送にてご提出ください。

※郵送の場合は、双方に記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。なお、申請書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。

※「**申請の手引き**」や申請に必要な各様式は、**TOKYOはたらくネット** (<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/koyo/hiseiki>) からダウンロードしてください。

労働者の意欲向上や 定着が期待できます!!

●国が実施するキャリアアップ助成金(正社員化コース)とは…

国が、有期契約労働者等の正規雇用労働者等への転換、または派遣労働者の直接雇用化を行う事業主に対して助成するもので、有期契約労働者等のより安定度の高い雇用形態への転換を通じたキャリアアップを目的としています。
 ※助成金の支給を受けるためには、都道府県労働局よりキャリアアップ計画の認定を受けるほか、所定の手続が必要となります。

詳細についてはこちら ➡ 「キャリアアップ助成金」 <http://www.mhlw.go.jp/>

中小企業の安定した 雇用環境を後押しします!!

●中小企業退職金共済制度(中退共制度)とは…

中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

詳細についてはこちら

➡ 「中小企業退職金共済事業本部」 <http://chutaikyotaisyokukin.go.jp>

申請受付・問合せ

東京都正規雇用化推進窓口（正規雇用転換促進助成金担当）

〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿5階

電話：03（6205）6702

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで



東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。